

「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた 試行的事業の実施について



資料3

制度の現状、背景

- 未就園児は0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、**専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要がある**（こども家庭庁）



こども誰でも通園制度とは（仮称）

- 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度

現行のこどものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
- ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要**



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
- ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない**



- 在宅で子育てしている場合でも、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を保障。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を抱える保護者の負担軽減。

本格実施に向けたスケジュール

2024(令和6)年度～

制度の本格実施を見据えた
試行的事業の実施



2025(令和7)年度

法律上制度化し、実施
自治体数を拡充



2026(令和8)年度

全ての自治体において実施
法律に基づく新たな給付制度

試行的事業の概要

※2023（令和5）年12月7日付け こども家庭庁成育局保育政策課長発出
「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業公募要領」より



【目的】 こどもを中心に、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」

【対象児童】 市内に居住する保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童

【利用時間】 こども1人あたり「月10時間」を上限

【利用料金】 こども1人1時間あたり300円程度

